

公立大学法人下関市立大学長期継続契約に関する規程

平成 22 年 12 月 16 日

規 程 第 27 号

改正 令和 6 年 1 月 24 日規程第 2 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人下関市立大学（以下「法人」という。）が行う契約のうち、締結する年度の翌年度以降にわたる契約（以下「長期継続契約」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（長期継続契約を締結することができる契約）

第 2 条 法人は、次の各号に該当する契約を締結する場合には、長期継続契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

- (1) 電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供を受ける契約
- (2) 不動産を借りる契約
- (3) 電子計算機（附帯する機器及びソフトウェアを含む。）を借り入れる契約
- (4) 複写機、印刷機、ファクシミリ機その他の事務機器を借り入れる契約
- (5) 教育用機器を借り入れる契約
- (6) 自動車を借り入れる契約
- (7) プレハブ式建物を借り入れる契約
- (8) 法人が管理する建物の清掃、警備その他の施設の維持管理に関する委託契約
- (9) 設備及び機器の運転監視及び保守管理に関する委託契約
- (10) 第 3 号から第 5 号までの契約に係る保守管理に関する委託契約
- (11) 前各号に定めるもののほか、理事長が特に必要と認める契約

（契約期間）

第 3 条 前条第 3 号から第 11 号までに規定する契約期間は、5 年を超えないものとする。ただし、理事長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この規程は、平成 22 年 12 月 16 日から施行する。

附 則（令和 6 年 1 月 24 日規程第 2 号）

この規程は、令和 6 年 1 月 24 日から施行する。